

－企業活動と患者団体との関係の透明性に関する指針－

アストラゼネカ株式会社

2012年11月策定

2023年8月改訂

■会社指針

当社の使命は、研究開発型製薬企業として、新薬の継続的な創出と安定的な供給を通じて、世界の医療と人々の健康に貢献することです。

この使命を果たすため、当社は、新薬の創薬段階から市販後における医薬品の適正使用促進や安全対策に至るまで、医薬品と患者さんが関わるあらゆる場面において患者さんやそのご家族のニーズや悩みを理解して対応していくことが求められます。このため、当社が患者さんやそのご家族の声を代表する患者団体と協働する機会が増えてきております。また、行政・医療界ともに「患者の声」をより重視するようになり、行政当局の委員会や検討会に患者団体の代表者が委員として参画することも増えてきました。

このように患者団体の発言力・影響力が高まる中、患者団体との協働について、一般社会から正しい理解を得るために透明性を確保する必要性が高まってきました。

一方、海外では、2007年に欧州製薬団体連合会が、製薬企業と患者団体との関係が倫理的かつ透明であるよう「製薬業界と患者団体との関係に関する行動規範」を採択しています。

このような背景を踏まえ、当社は、患者団体に提供している金銭的支援等について、一定のルールの下に情報を開示することにより、一層の透明性を確保し、その活動が高い倫理性を担保した上に患者団体の活動・発展に寄与していることについて広く理解を得ることが重要であると考え、日本製薬工業協会作成の「企業活動と患者団体の関係の透明性ガイドライン」に則り、以下の内容で情報開示を行ないます。

■公開方法

当社は自社のウェブサイトを通じ、前年度分の資金提供についてその決算終了後に公開する。

■公開対象

2013年(2013年1月1日～2013年12月31日)およびそれ以降の分を年度ごとに2014年から公開する。

■公開時期

各年度の決算終了後の適切な時期に公開予定

■公開対象と内容

1. 直接的資金提供

対象: 寄附金、会費・賛助会費、協賛金、広告費等

内容: 直接的資金提供を行った患者団体名および費用項目ごとの金額を記載する。

公開項目

1-1. 寄附金

1-2. 会費・賛助会費

1-3. 広告費

1-4. 業務委託費

1-5. その他の協賛費

2. 間接的資金提供

対象: ・患者団体支援を目的とした当社主催・共催の講演会、説明会、研修会等に伴う費用

・患者団体支援に関連して外部業者に委託した費用

内容: 間接的資金提供を行った患者団体名および間接的資金提供総額を記載する。

なお、患者団体ごと、費用項目ごとの詳細開示は行わない。

公開項目

2-1. 講演会等の共催費用

2-2. その他患者支援に関連して外部業者に委託した費用

3. 依頼事項への謝礼等

対象: 講師、原稿執筆・監修、調査、アドバイザー等の費用

内容: 当社からの業務依頼に伴い患者団体所属員個人に対し支払った報酬を所属する患者団体名および費用項目ごとの金額を記載する。

(患者団体を代表しその業務を担った場合を対象とする)

公開項目

3-1. 講師謝金、原稿執筆・監修料

3-2. 調査費

3-3. アドバイザー等業務委託費

4. その他(労務提供)

対象: 労務提供の有無

内容: 提供した患者団体名を記載する。

<補足>

- ✓ 「患者団体」とは、患者・家族、その支援者が主体となって構成され、患者の声を代表し、患者・家族を支え合うとともに、療養環境の改善を目指し、原則として定款・会則により定義された役割や目的をもつ患者会および患者支援団体のこととする。

- ✓ 物品(疾患啓蒙冊子等)による支援は、情報開示対象外とする。

以上